

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 5 年 9 月 定 例 会

令和 5 年 9 月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
認定 1	令和 4 年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について	5
認定 2	令和 4 年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について	7
認定 3	令和 4 年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について	9
認定 4	令和 4 年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について	11
61	工事請負の契約について（（仮称）市営大樹寺住宅新築給排水衛生ガス設備工事（第 1 工区））	13
62	工事請負の契約について（（仮称）市営大樹寺住宅新築工事（第 1 工区））	15
63	工事請負の契約について（（仮称）市営大樹寺住宅新築電気設備工事（第 1 工区））	17
64	特定事業の契約の変更について（（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業）	19
65	工事請負の契約について（岡崎市立甲山中学校南棟大規模改修工事）	21
66	工事請負の契約について（岡崎市立大樹寺小学校中棟大規模改修工事）	23
67	岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	25
68	岡崎市印鑑登録条例の一部改正について	27
69	岡崎市保健所の設置等に関する条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正について	29
70	岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部改正について	31
71	岡崎市わんパーク条例の一部改正について	33
72	岡崎市火災予防条例の一部改正について	35
73	令和 5 年度岡崎市一般会計補正予算（第 5 号）	39
74	令和 5 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	47

75	令和５年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	51
76	令和５年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第１号）	55
77	令和５年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第１号）	59
78	令和５年度岡崎市病院事業会計補正予算（第１号）	63

令和 5 年認定第 1 号

令和 4 年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度の岡崎市一般会計、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計、岡崎市農業集落排水事業特別会計、岡崎市国民健康保険事業特別会計、岡崎市後期高齢者医療特別会計、岡崎市介護保険特別会計、岡崎市継続契約集合支払特別会計、岡崎市額田北部診療所特別会計、岡崎市こども発達医療センター特別会計、岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計、岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、岡崎市宮崎財産区特別会計及び岡崎市形埜財産区特別会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和 5 年認定第 2 号

令和 4 年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度岡崎市病院事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和 5 年認定第 3 号

令和 4 年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度岡崎市水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第4項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

未処分利益剰余金	1,282,925,492円
資本金への組入れ	1,282,925,492円

令和 5 年認定第 4 号

令和 4 年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第4項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

未処分利益剰余金	346,174,868円
資本金への組入れ	346,174,868円

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
（仮称）市営大樹寺住宅新築給排水衛生ガス設備工事（第 1 工区）
- 2 工事概要
給排水衛生ガス設備工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
192,500,000円
- 5 完成期限
令和 7 年 7 月 31 日
- 6 契約の相手方
岡崎市欠町字金谷 3 番地 1
武田機工株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 2 条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
（仮称）市営大樹寺住宅新築工事（第 1 工区）
- 2 工事概要
鉄筋コンクリート造 9 階建て 延べ3,989.88平方メートル
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
1,067,000,000円
- 5 完成期限
令和 7 年 7 月 31 日
- 6 契約の相手方
岡崎市戸崎町字郷畔20番地
丸ヨ建設工業株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 2 条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
（仮称）市営大樹寺住宅新築電気設備工事（第 1 工区）
- 2 工事概要
電気設備工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
152,570,000円
- 5 完成期限
令和 7 年 7 月 31 日
- 6 契約の相手方
岡崎市矢作町字金谷51番地
寺井電気工業株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 2 条の規定により必要があるによる。

特定事業の契約の変更について

令和 4 年 6 月 22 日議決「特定事業の契約について（（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業）」を次のように変更するものとする。

令和 5 年 8 月 31 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

「2 事業期間終了日」中「令和21年 7 月 31 日」を「令和21年11月 30 日」に改める。

「4 契約金額」中「4,347,227,521円」を「4,352,168,292円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
岡崎市立甲山中学校南棟大規模改修工事
- 2 工事概要
 - (1) 南棟大規模改修
鉄筋コンクリート造 4 階建て 延べ4,790.37平方メートル
 - (2) エレベーター棟増築
鉄骨造 4 階建て 延べ58.28平方メートル
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
671,000,000円
- 5 完成期限
令和 7 年 2 月 14 日
- 6 契約の相手方
岡崎市稲熊町字寺下66番地26
太田建設株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 2 条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 契約目的

岡崎市立大樹寺小学校中棟大規模改修工事

2 工事概要

(1) 中棟大規模改修

鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ2,610.98平方メートル

(2) エレベーター棟増築

鉄骨造 4 階建て 延べ50.6平方メートル

3 契約方法

一般競争入札

4 契約金額

429,000,000円

5 完成期限

令和 7 年 1 月 17 日

6 契約の相手方

岡崎市日名中町 6 番地 1

酒部建設株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 31 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 14 年岡崎市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項を次のように改める。

- 6 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第 9 条の規定は適用しない。

附則第 7 項及び第 8 項を削り、附則第 9 項を附則第 7 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、人事院規則に準じ、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等業務手当の特例措置を廃止するとともに、今後、当該感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなり、再び同様の手当の支給

が必要となった際に防疫等業務手当の特例措置を講ずることができるよう規定を整理する必要があるによる。

岡崎市印鑑登録条例の一部改正について

岡崎市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 31 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市印鑑登録条例の一部を改正する条例

岡崎市印鑑登録条例（昭和 43 年岡崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 3 第 1 項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された」を削り、「その他必要な事項を入力する」を「の入力その他の必要な措置を講じる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備に搭載された利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けられるようにする等の必要があるによる。

岡崎市保健所の設置等に関する条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正について

岡崎市保健所の設置等に関する条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市保健所の設置等に関する条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市保健所の設置等に関する条例（平成14年岡崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表オの表(2)項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

(岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例（平成24年岡崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 5 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に、「定めるとおり」を「掲げる事由」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第52号）の施行の日から

施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、旅館業法の一部改正に伴い、事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継について、その承認申請の審査に係る手数料及び承認の基準等を定める必要があるによる。

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部改正
について

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例
第69号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条
第 2 号とする。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図
るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第52号）の施行の日
から施行する。
- 2 この条例の施行前に浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡した場合における公
衆浴場法（昭和23年法律第139号）第 2 条第 1 項の許可に係る公衆浴場の設置
の場所の配置の基準については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、公衆浴場法の一部改正に伴い、事業譲渡により浴
場業を譲り受けた者は、新たな許可の取得を行うことなく営業者の地位を承継す
ることとされたため、関係する規定を整理する必要があるによる。

岡崎市わんパーク条例の一部改正について

岡崎市わんパーク条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市わんパーク条例の一部を改正する条例

岡崎市わんパーク条例（平成22年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「午前 9 時から午後 5 時まで」に改め、同項各号を削る。

第 8 条を次のように改める。

（利用の承認）

第 8 条 わんパークの施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して市長の承認を受けなければならない。その承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

- (1) 屋外施設（ワークスペースを除く。第10条第 2 項ただし書及び別表において同じ。）の一部を独占して利用すること。
- (2) ワークスペースを利用すること。
- (3) 業として写真を撮影し、又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。

2 市長は、前項第 1 号及び第 3 号に掲げる行為が一般のわんパークの利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認をすることができる。

第10条第 1 項中「わんパークの施設のうち屋外施設の一部を独占した利用について、その」を「第 8 条第 1 項の規定による」に改め、同条第 2 項ただし書中「目的で」の次に「屋外施設の一部を独占して利用する場合又はワークスペースを」を加える。

別表を次のように改める。

別表

区分	金額（円）	
屋外施設の一部を独占して利用する場合	1 平方メートル日額	20
ワークスペースを利用する場合	午前 9 時から午後 1 時まで	1,800
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,800
	午前 9 時から午後 5 時まで	3,500
業として写真の撮影をする場合	日額	550
業として映画の撮影その他これに類する行為をする場合	日額	5,550

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、中山間地域の活性化及び地域内の経済循環の拡大を図るため、わんパークの利用時間を延長するとともに、わんパーク内に新設されるワークスペースの利用等をする場合の承認及び使用料の徴収について規定を定める必要があるによる。

岡崎市火災予防条例の一部改正について

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例

岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「、第9号及び第2項並びに第1項」を「及び第9号並びに第13条の2第1項第4号」に改める。

第52条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14キロワット以下	100	15 注4	15	15 注4
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注4	15	15 注4
		不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が	—	150	100	200	100

	300度以上800 度未満のもの					
	使用温度が 300度未満の もの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の岡崎市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、改正後の条例第13条第1項第3号の2（改正後の条例第10条の3第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(理由)

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準を見直す必要があるによる。

令和 5 年度岡崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354,602千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,668,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	1,031,055	1,816	1,032,871
	1 負担金	1,031,055	1,816	1,032,871
16	国庫支出金	20,940,909	580,183	21,521,092
	1 国庫負担金	17,075,502	365,285	17,440,787
	2 国庫補助金	3,786,657	214,898	4,001,555
17	県支出金	11,789,799	△1,630,528	10,159,271
	1 県負担金	5,935,939	5,966	5,941,905
	2 県補助金	5,009,549	△1,636,494	3,373,055
19	寄附金	334,435	11,449	345,884
	1 寄附金	334,435	11,449	345,884
20	繰入金	7,007,583	40,000	7,047,583
	2 基金繰入金	6,849,586	40,000	6,889,586
21	繰越金	1,087,926	1,161,021	2,248,947
	1 繰越金	1,087,926	1,161,021	2,248,947
22	諸収入	5,318,829	58,661	5,377,490
	5 雑入	3,775,336	58,661	3,833,997
23	市債	3,477,000	132,000	3,609,000
	1 市債	3,477,000	132,000	3,609,000
歳 入 合 計		137,313,651	354,602	137,668,253

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	10,598,797	202,092	10,800,889
	1 総務管理費	6,912,994	198,878	7,111,872
	2 総務諸費	1,781,956	3,214	1,785,170
3	民生費	55,326,390	363,579	55,689,969
	1 社会福祉費	14,281,482	53,760	14,335,242
	2 老人福祉費	11,975,955	225,893	12,201,848
	3 児童福祉費	24,601,254	71,926	24,673,180
	5 災害救助費	3,003	12,000	15,003
4	衛生費	20,216,002	△1,289,147	18,926,855
	1 保健衛生費	10,455,041	△1,319,042	9,135,999
	2 衛生諸費	3,591,021	11	3,591,032
	3 環境費	1,104,293	23,909	1,128,202
	4 清掃費	5,065,647	5,975	5,071,622
5	労働費	102,465	5,200	107,665
	1 労働諸費	102,465	5,200	107,665
6	農林業費	1,891,346	567,229	2,458,575
	1 農業費	827,440	559,101	1,386,541
	2 農業基盤整備費	688,814	2,908	691,722
	3 林業費	375,092	5,220	380,312
7	商工費	4,166,607	31,331	4,197,938
	1 商工費	4,166,607	31,331	4,197,938
8	土木費	18,304,149	122,077	18,426,226
	1 土木管理費	1,235,181	15,816	1,250,997
	2 交通安全対策費	303,492	7,000	310,492

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 道路橋りょう費	3,845,134	7,782	3,852,916
	5 都市計画費	6,941,674	23,479	6,965,153
	6 公園緑地費	2,160,715	68,000	2,228,715
9	消防費	4,385,835	24,395	4,410,230
	1 消防費	4,385,835	24,395	4,410,230
10	教育費	13,920,361	327,846	14,248,207
	1 教育総務費	2,540,014	241,023	2,781,037
	3 中学校費	1,349,632	13,750	1,363,382
	4 学校教育費	4,649,878	5,925	4,655,803
	5 社会教育費	2,423,251	2,451	2,425,702
	6 保健体育費	831,504	64,697	896,201
11	災害復旧費	573,089	0	573,089
	4 その他公共公用施設災害復旧費	178,010	0	178,010
歳 出 合 計		137,313,651	354,602	137,668,253

第2表 継続費補正
追加

一般会計

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	6 公園 緑地費	岡崎中央総合公園 空調設備改修事業	千円 131,893	令和5年度	千円 52,600
				令和6年度	66,497
				令和7年度	12,796

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	おかざき乙川 リバーフロント 交流拠点整備事業	千円 184,360
9 消防費	1 消防費	消防指令センター 維持管理事業	941
		消防自動車等購入事業	23,566

第4表 債務負担行為補正

一般会計

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
選挙人名簿管理システム等開発に要する経費	令和6年度	千円 13,117
南公園の整備運営に要する経費	令和6年度から 令和25年度まで	7,424,032千円に、金利変動、物価変動、制度の変更等に伴う増減額を加算又は減算した額
新南部学校給食センター整備に係る契約支援に要する経費	令和6年度	26,059
学校給食配送（（仮）岡崎市西部学校給食センター）に要する経費	令和6年度から 令和16年度まで	298,830
図書館及び地域図書室の運営に要する経費	令和6年度	214,445

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
自動車の購入に要する経費	令和6年度	千円 44,873	変更なし	千円 48,447
乗合タクシーの運行（額田地域）に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	59,685	令和6年度	27,257

第5表 地方債補正
追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
おかざき乙川リバーフロント交流拠点整備事業費	千円 132,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
計	132,000			

令和 5 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,668千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,073,441千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（事業勘定の債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により事業勘定の債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	国庫支出金	1,252	327	1,579
	2 国庫補助金	1,251	327	1,578
7	繰入金	3,221,825	24,341	3,246,166
	1 一般会計繰入金	2,921,825	24,341	2,946,166
歳 入 合 計		34,048,773	24,668	34,073,441

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	482,470	24,668	507,138
	1 総務管理費	408,680	24,668	433,348
	歳出合計	34,048,773	24,668	34,073,441

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和6年度	7,609 ^{千円}
督促状等印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和6年度	4,918

令和 5 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,891千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,095,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	982,533	5,653	988,186
	1 一般会計繰入金	982,533	5,653	988,186
4	繰越金	1	26,598	26,599
	1 繰越金	1	26,598	26,599
5	諸収入	18,160	640	18,800
	3 雑入	9,712	640	10,352
	歳 入 合 計	6,062,158	32,891	6,095,049

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	95,998	6,293	102,291
	1 総務管理費	76,530	6,293	82,823
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,958,362	26,598	5,984,960
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,958,362	26,598	5,984,960
歳 出 合 計		6,062,158	32,891	6,095,049

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和6年度	9,167千円
督促状等印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和6年度	1,117

令和 5 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ663,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,388,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	支払基金交付金	6,673,146	47,085	6,720,231
	1 支払基金交付金	6,673,146	47,085	6,720,231
7	繰入金	4,232,210	18,615	4,250,825
	1 一般会計繰入金	3,990,522	18,615	4,009,137
8	繰越金	1	597,876	597,877
	1 繰越金	1	597,876	597,877
歳入合計		25,724,669	663,576	26,388,245

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	586,320	10,865	597,185
	1 総務管理費	296,114	10,865	306,979
4	基金積立金	3,930	417,776	421,706
	1 基金積立金	3,930	417,776	421,706
5	諸支出金	156,011	234,935	390,946
	1 償還金及び還付加算金	5,006	234,935	239,941
歳 出 合 計		25,724,669	663,576	26,388,245

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和6年度	千円 2,840
督促状等印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和6年度	1,389

令和 5 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 238,030 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 31 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	147,697	11	147,708
	1 一般会計繰入金	147,697	11	147,708
	歳入合計	238,019	11	238,030

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	諸支出金	1	11	12
	1 償還金	1	11	12
歳 出 合 計		238,019	11	238,030

令和 5 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度病院事業会計予算第10条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
院 内 保 育 所 運 営 に 要 す る 経 費	令和 6 年度	千円 66,734

令和 5 年 8 月 31 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

